会員事業所の皆様へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年10月13日

　　　　　　　　　　　　　　　　上田商工会議所

台風被害調査票（お願い）

令和元年 10 月

本調査票については、資金の申込みの有無に関わらずご記入方ご協力をお願い申し上げます。企 業 名 記入日 月 日

ご担当者名 電 話 番 号 E-Mail

※秘密は厳守いたしますので、可能な限りご記入ください。

以下該当する項目に☑をお願いします。１．業種について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □建設業 | □住宅関連産業 | □食料品製造業 | □製造業 □交通運輸業 |
| □商業 | □金融・保険業 | □料飲・旅館業 | □理美容関係 □サービス業 |
| □情報産業 | □その他（ |  | ） |

２．現在の営業状況について

□平常通り □一部営業 ％（操業度） □休業

→「一部営業」「休業」と回答した方について、いつ頃平常営業に回復できそうですか？

□数日内 □一週間後 □二週間後 □三週間後 □一か月後 □目途立たず

**２．で「平常通り」とお答えの方は 以降は「問 7 のみ」ご回答ください。**

３．被害状況と制度資金のお申込みについて

①台風被害の程度はどうですか？（設備関係）

□甚大な被害があった □大きな被害があった

□被害はあったが、小規模であった □特に被害はなかった被害設備

可能でしたら再取得価額をご記入ください 約 万円

②仕入、部品、資材、燃料、消耗品等の影響（運転関係） 回復するまでの期間

□数日内 □一週間後 □二週間後 □三週間後 □一か月後 □目途立たず影響のある内容

③販売、出荷、生産、工事等の影響回復するまでの期間

□数日内 □一週間後 □二週間後 □三週間後 □一か月後 □目途立たず影響のある内容

４．早急な資金手当て、制度金融のお申込みをされますか？

□個別相談会で申込み □通常窓口で申込み □申込みしない

↓

□10 月 16 日（水） □10 月 17 日（木） □10 月 18 日（金）

□10 月 24 日（木）

ご希望時間帯 時～

５．弁護士による法律相談を希望されますか？

□申込みしたい相談内容

６．その他被害がございましたらその内容をご記入ください

７．業界及び地域で台風による影響（被害）や善意ある企業活動について知り得た情報その他ご意見等がございましたらご記入下さい

ご多様ところご協力ありがとうございました。

本調査票は下記あてにＦＡＸ（25-5577）または、ホームページ（URL：[http://www.ucci.or.jp](http://www.sakucci.or.jp/) ） からダウンロードしてご返信（E-Mail　info@ucci.or.jp）いただきますようお願いします。

※FAX 番号は、お間違えのないようご留意ください。

上田商工会議所 TEL22-4500

送付先 FAX 25-5577 上田商工会議所